

令和4年度 鹿沼市入札適正化委員会議録（概要）

- 1 目 的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保するため、入札及び契約手続の運用状況等について審議を行う。
- 2 開 催 日 令和4年8月22日（月） 午後1時50分～3時30分
- 3 開催場所 市役所仮庁舎2階 大会議室
- 4 委 員 委員長 高 田 悦 夫
委 員 須 賀 正 人
委 員 前 橋 明 朗
- 5 審議対象期間 令和3年6月1日から令和4年5月31日
- 6 対象案件 総数 237件
抽出案件 6件
（内訳）事後審査型条件付き一般競争入札 2件
一般競争入札 2件
随意契約 2件

議事等の概要

1 報告事項

(1) 発注状況について

事務局より、令和3年6月1日から令和4年5月31日までの審査対象期間内の発注状況について説明

(2) 指名停止の運用状況について

事務局より、11件の指名停止の運用状況について説明

(3) 談合情報対応状況について

事務局より、審査対象期間内で談合情報は無かった旨報告

(4) 抽出結果報告

須賀委員より、抽出案件を選定した理由について、一般競争入札については、契約金額が高額かつ落札率が高い案件、指名競争入札については、落札率が高い案件、随意契約については、随意契約とした理由をどのような過程を経て判断したか確認したい案件から各2件、合計6件を抽出した旨説明

2 審議事項

(1) 令和3年度市道0365号線新田橋下部工建設工事

工事個所：鹿沼市北赤塚町

担当部課：都市建設部整備課

(2) 鹿沼市消防訓練塔新築工事

工事個所：鹿沼市上殿町

担当部課：都市建設部建築課

(3) 市道5046号線舗装改修工事

工事個所：鹿沼市府所町

担当部課：都市建設部維持課

(4) 引田配水管新設工事

工事個所：鹿沼市引田

担当部課：上下水道部水道課

(5) 日吉雨水第一幹線建設工事その4に伴う付帯工事

工事個所：鹿沼市日吉町

担当部課：上下水道部下水道課

(6) 東中学校2年9組エアコン設置工事

工事個所：鹿沼市府中町

担当部署：教育委員会事務局教育総務課

3 抽出案件についての主な質疑

【審議案件(1)「令和3年度市道0365号線新田橋下部工建設工事」について】

委員： 入札の経緯について。(辞退と予定価格と同額の入札について)

事務局： 入札参加者は14者、内2者が「積算超過」を理由に辞退、12者中8者の入札金額が予定価格と同額となっている。このような結果になる理由は不明。一般的に各業者の積算精度が高いため、入札金額が業者間で同額となることや予定価格と同額になることは珍しいことではない。落札候補者に対し実施した事後審査の結果、落札を決定。

委員： 昨年度も同様の工事を発注しているが、新田橋建設工事の事業について。

工事担当： 令和2年度に左岸側の橋台及びP2橋脚の工事を施工。令和4年度に左岸側の橋脚及び護岸工を施工予定。令和5年度に取付道路、令和6、7年度に上部工、令和8年度の橋の取付道路を施工し完成となる予定。

委員： 令和2～8年度の工事を一括で発注することについて。

工事担当： 全体の事業予算を考えると一括で予算措置するのが困難。

委員： 工事担当課が土木課から整備課になった理由について。

事務局： 組織改革によって課名が変更になった。

【審議案件(2)「鹿沼市消防訓練塔新築工事」について】

委員： 設計にあたって参考にした訓練塔について。

事務局： これまで建築課で消防訓練塔を建築したことはない。消防の担当者と共に県内外の消防本部に視察を実施。その結果、栃木市及び茨城県の常陸大宮市の訓練塔を主に参考にした。また、設計業者は過去に他自治体で訓練塔を設計した経験があり、その経験を活かすことができた。

委員： 変更契約の内容について

工事担当： 変更の内容は、工事施工に伴う想定外の増工分と消防からの要望による仕様の変更等に伴う増工分。

【審議案件(3)「市道5046号線舗装改修工事」について】

委員： 入札の経緯について。(予定価格と同額での入札について)

工事担当： 工事発注部である都市建設部において指名業者を決定し、指名競争入札を執行。指名業者6者の内1者が辞退、4者が予定価格と同額での入札となったが、このような結果になる理由は不明です。

指名競争入札では、入札金額が同額で抽選によって落札者を決定する事案が多く見られたため、今年度より、建設工事の入札はすべて一般競争入札で執行している。

委員： 改修工事の施工箇所について。

工事担当： 改修前は、水たまりが発生し易く、地元住民からの要望によって工事箇所を決定した。

委員： 変更契約について。

工事担当： 暗渠の部分が設計とは異なる施工となったことによる変更。

【審議案件(4)「引田配水管新設工事」について】

委員： 住民要望によって施工する工事の計画について。

工事担当： 要望を基に予算要求をし、予算が付いた工事を発注。

委員： 対象戸数が1軒と複数軒の箇所の工事優先度に違いについて。

工事担当： 工事着手の判断基準は、給水区域内であること、100m以内に1戸以上あり複数の加入が見込めること、営利目的が基準。ただし、水道の整備が市内全域で進んでいることもあり、給水区域内は整備をするので要望があれば1軒であっても整備を進める。

委員： 水道施設工事の落札率が高いことについて。

事務局： 業者の入札金額が予定価格に近い、業者同士が同額の理由は不明。ただし、指名競争入札と比較し、一般競争入札の方がより競争原理が働くと考えられるため、今年度より、建設工事は、全て一般競争入札により執行している。

【審議案件(5)「日吉雨水第一幹線建設工事その4に伴う付帯工事」について】

委員： 本体工事について。

工事担当： 日吉雨水第一幹線建設工事は、その1～4をH29からR2まで毎年発注している。

委員： 付帯工事について。

工事担当： 日吉雨水第一幹線建設工事その4を施工した(株)ツクイが付帯工事も施工。工事内容は、U型水路を入れる箇所に既設の水道管や下水道が入っているための切回工事を本体工事に追加する工事として発注している。

委員： 付帯部分を当初工事に積算することについて。

工事担当： 既設の管がどこにあるかは不明確なことが多いため、当初から積算することは難しい。

【審議案件(6)「東中学校2年9組エアコン設置工事」について】

委員： 随意契約の理由について。

工事担当： 東中学校に設置されているエアコンはH27にリースで設置したもので

あり、当工事は生徒数の増により、エアコンの設置のない特別活動室を教室として整備するためのエアコン設置工事となります。新たに設置するエアコンも既設のエアコン制御システムへの編入工事やキュービクル改造工事が必要であり、他者に施工させることで不具合が発生する恐れがある。このことは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さない）に該当するため随意契約とした。

委員： 令和 4 年度の計画について。

工事担当： 3 年生に進級するので今年度も同様の工事を随意契約で実施する予定。

委員： エアコンの制御システムは日神工業（株）独自のシステムなのか。

工事担当： 制御システム自体は、日神工業（株）の独自システムではない。

委員： 制御システムを取扱う業者であれば発注は可能ではないか。

工事担当： メンテナンスも含め一括で管理するものであり、既設のリース契約に編入する必要があるため、随意契約とした。

⇒すべての審議案件について、入札は適正に執行されたことが確認された。